

コマツ教習所株式会社 九州センタ

令和5年

令和6年

4月～3月

〒811-2112 福岡県糟屋郡須恵町大字植木字才木 1265-25

Tel 092-935-4131

Fax 092-935-3936



技能講習

10種類

特別教育

10種類

安全衛生教育

4種類

臨時開催・出張講習等(技能講習を除く)は
ご相談ください。

※ご要望にあわせ検討させていただきます。

PC
スマホ
から

24時間いつでも
予約OK!

先着順



コマツ教習所 九州センタ

検索

<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/kyushu/>

予約

必要書類の提出

受講票の受取り

受講料の振込

親切丁寧な指導をモットーとする当センタは、フォークリフト・車両系・高所作業車などの技能講習をはじめ、各種特別教育や安全衛生教育等、皆様のニーズに合った講習をお選び頂けるよう、数多くの講習を実施しております。初めての方でも、お一人様でも安心して受講できる環境を整え、スタッフ一同皆様をお待ちしております。



アクセス

●電車でお越しの方

JR福北ゆたか線（博多駅始発）「門松駅」からタクシーで約5分、または徒歩20分
JR香椎線（須恵駅）からタクシーで約5分、または徒歩20分
JR「博多駅」からタクシーで約30分

●車でお越しの方

九州自動車道「福岡インター」から約20分
福岡都市高速「粕屋インター」から約25分
九州自動車道「須恵スマートIC（須恵PA）」から約15分（約2.5km）



宿泊のご案内

当センタでの受講に便利な宿泊施設は下記のとおりです。宿泊をご希望の方は、直接ご予約をお願いします。

●HOTEL AZ 福岡篠栗店（当センタより車で10分）

〒811-2412

福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬985-1

Tel 092-947-3310

●ささぐり 恵比須屋旅館（当センタより車で15分）

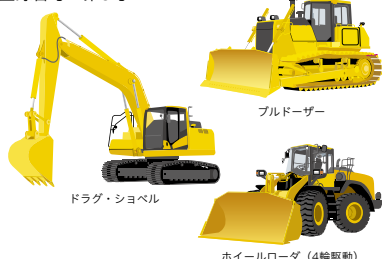
〒811-2417

福岡県糟屋郡篠栗町中央4丁目12-63

Tel 092-947-0124

受講要件等と受講費用

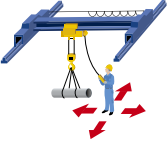
※全て消費税込みの金額です。

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用) 登録番号：第9号 	10H	2日	■1級の建設機械施工管理技術検定・第2次検定(トラクター系又はショベル系以外)に合格された方	38,800	2,200	41,000	○
	14H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	46,800	2,200	49,000	○
	18H	3日	■機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 その運転業務に6か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	54,800	2,200	57,000	○
	38H	5日	■受講要件はありません	100,800	2,200	103,000	○
車両系建設機械(解体用) 登録番号：第8号 	3H	1日	■1級の建設機械施工管理技術士検定・第2次検定(ショベル系)に合格された方 ■2級の建設機械施工管理技術検定・第2次検定(第2種)に合格された方	13,800	2,200	16,000	○
	5H	1日	■車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習を修了された方	22,800	2,200	25,000	○
フォークリフト 登録番号：第16号 	11H	2日	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	24,800	2,200	27,000	—
	15H	3日	■最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、 その運転業務に6か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	32,800	2,200	35,000	—
	31H	4日	■自動車免許(普通以上)を有する方	37,800	2,200	40,000	—
	35H	5日	■受講要件はありません	45,800	2,200	48,000	—
ショベルローダー等 登録番号：第7号 	9H	2日	■建設機械施工管理技術検定・第2次検定に合格された方	27,800	2,200	30,000	○
	11H	2日	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のショベルローダーの特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	32,800	2,200	35,000	○
	31H	4日	■自動車免許(普通以上)を有する方	53,800	2,200	56,000	○
	35H	5日	■受講要件はありません	61,800	2,200	64,000	○
不整地運搬車 登録番号：第5号 	11H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明 ■2級の建設機械施工管理技術検定・第2次検定(第2～6種)合格者 ■1級の建設機械施工管理技術検定・第2次検定(トラクター系以外)合格者	45,800	2,200	48,000	○
高所作業車 登録番号：第9号 	12H	2日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方	43,800	2,200	46,000	○
	14H	2日	■自動車免許(普通以上)を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■フォークリフト運転技能講習を修了された方 ■ショベルローダー等運転技能講習を修了された方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了された方 ■建設機械施工管理技術検定・第2次検定合格者	45,800	2,200	48,000	○
	17H	3日	■受講要件はありません	53,800	2,200	56,000	○
ガス溶接 登録番号：第41号 	13H	2日	■受講要件はありません	19,120	880	20,000	○

※**従事した経験を有する者の証明**として、『**特別教育修了証明**』『**事業主経験証明**』『**特定自主検査記録表**』の添付が必要です。
特別教育修了証明とは、該当機種の運転業務に従事する為に必要な**特別教育**を受講した**証明書**のことで、教習機関等が教育を実施し交付した『**特別教育修了証**』又は労働安全衛生法第38条による、事業者が実施した教育の記録を残した『**特別教育実施記録**』のどちらかを提出してください。
事業主経験証明とは、事業主は、受講者が該当機種の特別教育修了後にその運転業務に従事した期間の証明として受講申込書の下段にある事業主経験証明書欄へ記入及び押印し証明することです。(事業主が受講者の場合は第三者の証明が必要です)
〈証明内容〉 ■特別教育修了日 ■業務従事期間 ■業務経験時使用機種の詳細(メーカー名・型式・機体質量又は最大積載量・所有者)
特定自主検査記録表とは、業務経験時に使用した機種の検査を実施したことの結果を証明する書類のことです。

受講要件等と受講費用

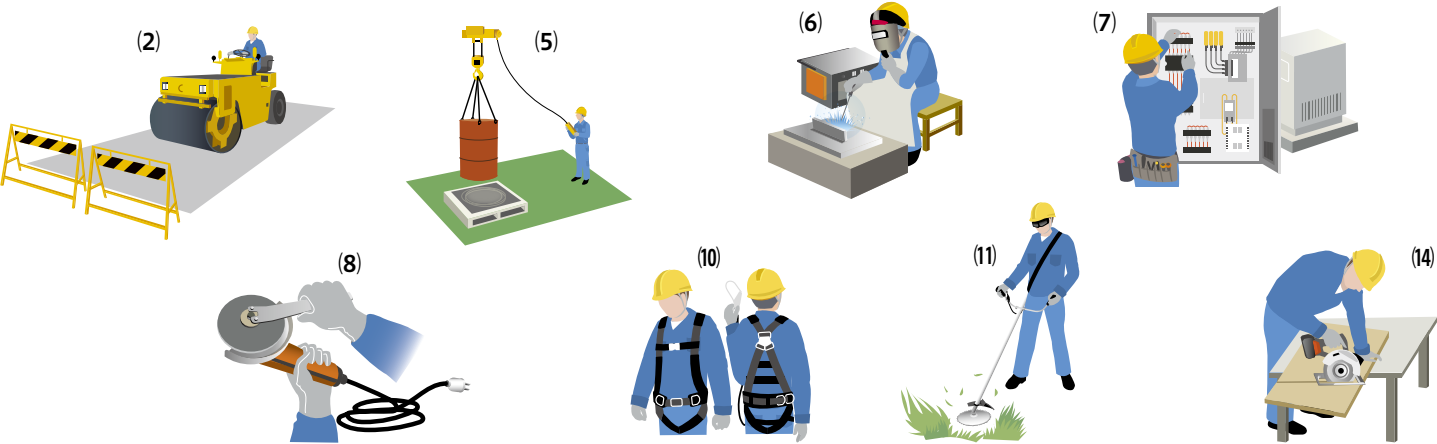
※全て消費税込みの金額です。

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
小型移動式クレーン 登録番号：第14号 	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	43,800	2,200	46,000	○
	17H	3日	■1級の建設機械施工管理技術検定・第2次検定（ショベル系又は基礎工事用）に合格された方 ■2級の建設機械施工管理技術検定・第2次検定（第2種（ショベル）又は第6種（基礎工事））に合格された方 ■車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了された方	44,800	2,200	47,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	48,800	2,200	51,000	○
床上操作式クレーン 登録番号：第10号 	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	42,295	1,705	44,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	47,295	1,705	49,000	○
玉掛け 登録番号：第25号 	15H	3日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	21,800	2,200	24,000	○
	19H	3日	■受講要件はありません	26,800	2,200	29,000	○

※受講費用は税込み・テキスト代も含まれております。

区分	No.	種 類	コース	日数	講習対象	受講費用 (円)	助成金 対象
特別教育	(1)	小型車両系建設機械（整地等3t未満）の運転の業務	13H	2	機体質量が3t未満の車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の運転業務	19,000	○
	(2)	ローラーの運転の業務	10H	2	締固め用機械（ローラー）の運転業務	19,000	○
	(3)	フォークリフト（1t未満）の運転の業務	12H	2	最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転業務	19,000	
	(4)	高所作業車（2～10m未満）の運転の業務	9H	2	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転業務	19,000	○
	(5)	クレーン（5t未満）の運転の業務	13H	2	つり上げ荷重が5t未満のクレーン（移動式クレーンを除く）の運転業務	19,000	○
	(6)	アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	24,000	○
	(7)	電気取扱業務（低圧）	14H	2	交流600V以下の充電回路の敷設や修理、開閉器の操作の業務	19,000	○
	(8)	研削といしの取替え等の業務（自由研削用）	6H	1	自由研削といしの取替えまたは取替え時試運転の業務	15,000	○
	(9)	巻上げ機の運転の業務（ウインチ）	10H	2	ウインチを使う業務	19,000	○
	(10)	墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務	6H	1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務	15,000	○
安全衛生教育	(11)	刈払機取扱作業者安全衛生教育	6H	1	刈払機を使用する作業に従事される方	15,000	
	(12)	チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の振動工具を使用する作業に従事される方	13,000	
	(13)	職長教育・安全衛生責任者教育	14H	2	労働者を直接指導監督する方、新たに職務につくことになった職長・安全衛生責任者	22,000	
	(14)	丸のこ等取扱作業従事者に対する安全衛生教育	4H	1	丸のこ等を扱う作業に従事される方	13,000	

■特別教育・安全衛生教育のご案内



《講習日程表 2023年度（2023年4月～2024年3月）》

[illegible][illegible]

6月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用)	K	K10・14															K10・14														
	フォークリフト	F	F11																		F11前				F11後							
			5/29～F31																			F31								F31		
			F31前																			F31後								F31後		
																						F35前										
																						F35後										
																						F31前								F31後		
																						F31前								F31後		
																						F31前								F31後		
																						F31前								F31後		
																					F31前								F31後			
	ショベルローダー等	S	S9・11															S9・11														
	小型移動式クレーン	L												S31								L16・17・20								S31		
	不整地運搬車	U																				L16・17・20										
	高所作業車	H	H12・14																													
			H12・14前																													
	床上操作式クレーン	Y																														
	玉掛け	T																														
	ガス溶接	G																														
	車両系建機（解体用）	B																														
特別教育																																
安全衛生教育																																

7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用)	K	K10・14								K38						K38								K10・14								
	フォークリフト	F			F11前			F11後				F31					F31前			F11前					F11後								
				F31																F31					F31								
			F31前						F31後											F31					F31後								
											F35																						
	ショベルローダー等	S							S9・11																S9・11								
	小型移動式クレーン	L			S31							L16・17・20前													S31								
	不整地運搬車	U									U11																			U11			
	高所作業車	H						H12・14																					H12・14				
	床上操作式クレーン	Y					Y16・20								Y16・20																		
玉掛け	T				T15・19															T15・19													
ガス溶接	G																																
車両系建機（解体用）	B				B5										B5													B5					
特別教育			小型建機(整地) クレーン(5t未満)			ローラー									フォーク 高所(10m未満)				小型建機(整地) 低圧						ローラー								
安全衛生教育												刈払									丸のこ						刈払						
													職長・安責												職長・安責					振動			

休業日

8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用)	K	K38		K10・14																											
	フォークリフト	F		F11				F31			F31前												F31									
	ショベルローダー等	S						S31															S31				S9・11					
	小型移動式クレーン	L						L16・17・20																								
	不整地運搬車	U									U11																					
	高所作業車	H					H12・14																				H12・14					
	床上操作式クレーン	Y	Y16・20																							Y16・20前		Y16・20			Y16・20後	
	玉掛け	T	T15・19																													
	ガス溶接	G	T15・19前			T15・19後																					G13					
	車両系建機（解体用）	B					B5				高所(10m未満)																					
特別教育			小型建機(整地) クレーン(5t未満)			ローラー					小型建機(整地) 低圧													クレーン(5t未満)								
安全衛生教育						刈払																				フルバーネス					刈払	

休業日

9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用)	K																		K10・14						K38					
	フォークリフト	F				F31						F11前			F11後				F11						F31後	F31					
	ショベルローダー等	S										S31								S9・11											S9・11
	小型移動式クレーン	L										L16・17・20前			L16・17・20				L16・17・20後											L16・17・20	
	不整地運搬車	U													U11				U11前	U11後						U11					
	高所作業車	H																	H12・14												
	床上操作式クレーン	Y													Y16・20														Y16・20		
	玉掛け	T										T15・19			T15・19前				T15・19後												
	ガス溶接	G																	G13												
	車両系建機（解体用）	B										B5										B5					B3				
特別教育								クレーン(5t未満)				小型建機(整地) 低圧							フォーク			ローラー				クレーン(5t未満)			小型建機(整地)		
安全衛生教育								ウインチ				刈払								アーク溶接						高所(10m未満)		フルバーネス			

8/29(火)～9/10(日)予定
建設機械施工管理技術検定
【実技試験会場】

※講習日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

九州センタ

[illegible][illegible][illegible]

講習予約から資格取得までの流れ

受講コースと 日程を選ぶ

- 保有資格や業務経験により受講コース（日数・時間・料金）が異なる場合もあります。
見開き頁に記載の**受講要件**をご確認ください。

予約する

（申込み完了ではありません）

≪Webサイト≫

パソコン・スマホで
24H予約が可能



定員になり次第締め切りとなります。
空き状況を確認してご予約ください。

<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/kyushui/>

※電話でのご予約は〈平日〉9:00-17:00に対応しております。☎092-935-4131
※予約をせずに受講申込書を送付された場合、ご希望の講習日に受講できないこともあります。

申込み

（期限までに必要書類の提出）

- 予約後10日以内に**受講申込書**及び**受講申込書に記載の必要書類**をメール、郵送、Fax
又は窓口持参でご提出ください。※予約が受講開始日の10日前を切っている場合は**郵送以外の方法**で受講開始3日前（土日祝を除く）までにご提出ください。

☆Webサイトで受講申込書を作成された方は、**メールで提出ができます**。

※但し事業主の証明が必要なコースは除きます。 ※受講申込書はWebサイトからダウンロードも可能です。

受講票の受け取り

（申込み完了）

- 受講申込書等の必要書類提出後、内容を確認し**受講票**をお送りいたします。
当日の持ち物及び注意事項、写真撮影時（無料）に必要な受講番号を記載し
ておりますので必ず事前にご確認ください。

受講票



受講費用の お振込み

（受講票受取後）

- 申込み完了後に振込先をご案内しますので受講開始3日前（土日祝を除く）迄にお振込み
ください。
※受講費用未納の方は受講できません。 ※振込手数料はお客様にてご負担願います。
※原則領収証の発行はしておりません。（ご利用明細票をもって領収証の発行に代えさせていただきます）

受講初日

※持ち物・注意事項は
受講票をご確認ください。

- 8時20分**までにご来所ください。（開場：8時00分）
※**時間厳守**をお願いします。

受講開始後の遅刻・早退・欠席は
欠格となり受講費用の返金は致し
ません。

実技時の服装等 について

- できるだけ動きやすく作業に適した服を着用し、安全靴か運動靴を履いてください。
（ランニング・半ズボン・スカート・サンダル等は禁止です）
- ヘルメットをお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方はお貸しいたします。

修了証交付

- 規定の講習時間を受講し、試験に合格すると修了証が即日交付されます。

会社
に支給

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）制度のご案内

建設業に携わる中小企業の事業主が従業員の技能向上等のために技能実習を受講させた場合経費や賃金の一部が助成されます。

《対象となる事業主》

詳細は労働局またはハローワークへお尋ねください

- ◆資本金3億円以下または従業員数300人以下
- ◆雇用保険料率が「建設の事業」の適用を受ける建設事業主
- ◆雇用管理責任者を選任していること
- ◆雇用する建設労働者（雇用保険被保険者）に、有給で受講させる場合
（所定労働時間外や休日に受講させた場合は、労働基準法に定める割増賃金を支払う、又は
振替休日を与える等する場合）

令和4年8月時点

建設労働者技能実習コース	経 費 助 成	賃 金 助 成
雇用保険被保険者数 20人以下の中小建設事業主	受講料の75%（15%）	一人あたり 日額8,550円（2,000円）
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	35歳未満 受講料の70%（15%） 35歳以上 受講料の45%（15%）	一人あたり 日額7,600円（1,750円）
中小以外の建設事業主 女性建設労働者	受講料の60%	なし

（ ）内は生産性の向上が認められる場合 要件については厚生労働省ホームページで確認してください。

助成金制度ご利用の方は受講申込書提出時に受講申込書の助成金制度の利用に○をしてお申込みください。